

令和 5 年度

豊田市地域防災計画（風水害等災害対策計画）

新旧対照表（案）

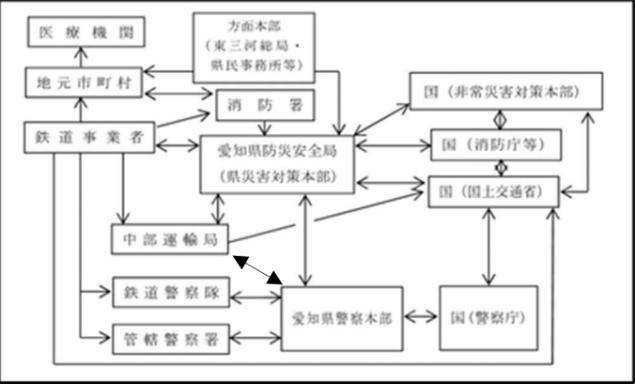
頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正)	修正理由
	第1編 総則	第1編 総則	
	第3章 本市の特質と災害要因	第3章 本市の特質と災害要因	
	第1節 自然的条件	第1節 自然的条件	
8	<p>5 森林</p> <p>本市の北部、東部に広がる森林の面積は、市域のおよそ7割を占め、環境保全及び防災上大きな役割を果たしている。しかし、これら森林地域は傾斜の大きな地域であり、また、風化花崗岩を基盤としているため、崩壊しやすい地域でもある。市内には、山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家、公共施設等に被害を与える恐れのある「土砂災害危険箇所」が県下で最も多くある地域でもある。</p>	<p>5 森林</p> <p>本市の北部、東部に広がる森林の面積は、市域のおよそ7割を占め、環境保全及び防災上大きな役割を果たしている。しかし、これら森林地域は傾斜の大きな地域であり、また、風化花崗岩を基盤としているため、崩壊しやすい地域でもある。市内には、山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家、公共施設等に被害を与える恐れのある「土砂災害警戒区域等」が県下で最も多くある地域でもある。</p>	愛知県からの通知によるもの 「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」
	第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
12	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>表中</p> <p>機関名：東海財務局</p> <p>内 容：(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る <u>うえからできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるように</u>する。</p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>表中</p> <p>機関名：東海財務局</p> <p>内 容：(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る <u>ため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力</u>する。</p>	表記の整理 (財務省防災業務計画との整合)
17	<p>5 指定公共機関</p> <p>表中</p> <p>機関名：中日本高速道路株式会社</p> <p>内 容：高速自動車国道、一般有料道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>	<p>5 指定公共機関</p> <p>表中</p> <p>機関名：中日本高速道路株式会社</p> <p>内 容：高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>	表記の整理 (高速道路株式会社との整合)
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策	
	第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策	
31	<p>1 洪水浸水想定区域の指定 (中部地方整備局、県 (建設局) における措置)</p> <p>(1) 区域の指定</p> <p>中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川 <u>又は</u>洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川 (<u>追記</u>) について、(略)</p> <p>2 雨水出水浸水想定区域の指定 (県 (建設局)、市町村における措置)</p> <p>(1) 区域の指定</p> <p>県又は市町村は、水防法に基づき、<u>雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等</u>について、(略)</p>	<p>1 洪水浸水想定区域の指定 (中部地方整備局、県 (建設局) における措置)</p> <p>(1) 区域の指定</p> <p>中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川 <u>及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川</u>について、(略)</p> <p>2 雨水出水浸水想定区域の指定 (県 (建設局)、市町村における措置)</p> <p>(1) 区域の指定</p> <p>県又は市町村は、水防法に基づき、<u>雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設</u>について、(略)</p>	水防法の改正による指定対象河川の拡大のため 水防法の改正による指定対象排水施設の拡大のため
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策	
	第2節 土砂災害の防止	第2節 土砂災害の防止	
38	<p>1 県における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</p>	<p>1 県 (建設局、建築局、農林基盤局) における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</p>	県内全域の災害危険区域の指定

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正)	修正理由
41	<p>イ 災害危険区域</p> <p>県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供</p> <p>ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。(略)</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>イ 災害危険区域</p> <p>指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。</p> <p><u>なお、がけに近接した住宅で移転を必要とするものについては、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を適用し、その費用の一部を補助して移転の促進を図る。</u></p> <p>2市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ウ 県により土砂災害を防止するために、次のような措置が行われている。</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については、土砂災害危険箇所) の住民への周知。</p> <p>(略)</p> <p>◆附属資料第1-6「災害危険区域」</p> <p>【急傾斜地崩壊危険区域】</p> <p>県は、降雨等が原因となって急傾斜地の崩壊が発生し、人家等に被害が及ぶ危険性がより高い急傾斜地崩壊危険箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」として指定している。</p> <p>(略)</p> <p>42 オ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施</p> <p>なお、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県が行う指定に対して支援を図っていく。</p> <p>また、土地所有者が崩壊防止工事を施工することが、困難又は不適当と認められるものについては、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次、急傾斜地の崩壊を防止する工事施工等を県に対して積極的に働きかけるものとする。</p> <p>◆附属資料第1-5「急傾斜地崩壊危険区域」</p> <p>【地すべり防止区域】</p> <p>県は、降雨等により地すべりの発生が想定される地すべり危険箇所のうち、実際に地すべり現象が確認された箇所については、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」として指定している。</p>	<p>イ 災害危険区域</p> <p>県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。</p> <p><u>※現時点で愛知県知事が指定する災害危険区域はなし。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供</p> <p>ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表し、<u>標識等により住民へ</u>周知する。(略)</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策</p> <p>イ 災害危険区域</p> <p>指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ウ 県により土砂災害を防止するために、次のような措置が行われている。</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域 (削除) の住民への周知。</p> <p>(略)</p> <p>◆附属資料第1-6「災害危険区域」</p> <p>【急傾斜地崩壊危険区域】</p> <p>県は、降雨等が原因となって急傾斜地の崩壊が発生し、人家等に被害が及ぶ危険性がより高い箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」として指定している。</p> <p>(略)</p> <p>オ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施</p> <p>(削除)</p> <p>なお、土地所有者が崩壊防止工事を施工することが、困難又は不適当と認められるものについては、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次、急傾斜地の崩壊を防止する工事施工等を県に対して積極的に働きかけるものとする。</p> <p>◆附属資料第1-5「急傾斜地崩壊危険区域」</p> <p>【地すべり防止区域】</p> <p>県は、降雨等により地すべりの発生が想定される箇所のうち、実際に地すべり現象が確認された箇所については、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」として指定している。</p>	<p>廃止等に伴う修正</p> <p>愛知県からの通知によるもの「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」</p>

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正)	修正理由
	<p>◆附属資料第1-7「地すべり防止区域」</p> <p>【土石流危険渓流】</p> <p>県は、降雨等により山腹崩壊が生じた場合に、崩壊土砂がそのまま渓流を流下したり、渓床に一旦堆積した崩壊土砂がその後の降雨によって一気に流下して土石流が発生し、下流の人家等が被害を受ける危険性が高い土石流危険渓流について、次のような対策を実施しており、今後ともこの支援を図っていく。</p>	<p>◆附属資料第1-7「地すべり防止区域」</p> <p>【土砂災害警戒区域（土石流）】</p> <p>県は、降雨等により山腹崩壊が生じた場合に、崩壊土砂がそのまま渓流を流下したり、渓床に一旦堆積した崩壊土砂がその後の降雨によって一気に流下して土石流が発生し、下流の人家等が被害を受ける危険性が高い土砂災害警戒区域（土石流）について、次のような対策を実施しており、今後ともこの支援を図っていく。</p>	
43	第3節 砂防対策	第3節 土砂災害対策	表記の整理
43	<p>2 市における措置</p> <p>(1)砂防事業</p> <p>市内には、集中豪雨等により、土石流の発生するおそれのある「土石流危険渓流」が527 渓流ある。(令和4年4月1日現在) ※人家5戸以上</p>	<p>2 市における措置</p> <p>(1)砂防事業</p> <p>市内には、集中豪雨等により、土石流の発生するおそれのある「土砂災害警戒区域（土石流）」が527 渓流ある。(令和5年4月25日現在) ※人家5戸以上</p>	愛知県からの通知によるもの「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」
44	<p>(2)急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>市内には「急傾斜地崩壊危険箇所」が666 箇所あり、そのうち123 箇所が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている。(平成28年4月1日現在) ※人家5戸以上</p> <p>◆ 附属資料第1-5「急傾斜地崩壊危険区域」</p>	<p>(2)急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>市内には、141 箇所が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている。(令和5年9月26日現在) ※人家5戸以上</p> <p>◆ 附属資料第1-5「急傾斜地崩壊危険区域」</p>	
44	<p>(3)地すべり対策事業</p> <p>市内には、土地の一部が地下水等に起因して地すべりが発生するおそれのある地すべり危険箇所が15 箇所あり、そのうち3 箇所が地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定に基づき、「地すべり防止区域」に指定されている(令和4年4月1日現在)。</p>	<p>(3)地すべり対策事業</p> <p>市内には、3 箇所が地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定に基づき、「地すべり防止区域」に指定されている(令和4年4月1日現在)。</p>	
	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	表記の整理
45	<p>2 市における措置</p> <p>(1)連絡体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>また、山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知するとともに、個別の危険箇所、避難所及び災害の前兆現象等を記載した「土砂災害危険箇所マップ」を作成し、施設管理者に配布して防災知識の普及を図る。</p>	<p>2 市における措置</p> <p>(1)連絡体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>また、山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知するとともに、個別の危険箇所、避難所及び災害の前兆現象等を記載した「土砂災害警戒区域マップ」を作成し、施設管理者に配布して防災知識の普及を図る。</p>	愛知県からの通知によるもの「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化	
	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策	
60	<p>4 上水道</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>4 上水道</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 自家発電設備等の整備</u></p> <p><u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u></p>	水道の耐震化計画等策定指針等に基づく修正(表記は下水道の対策と整合)
	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上	
	第4節 市街地の面的な整備・改善	第4節 市街地の面的な整備・改善	
67	市及び土地区画整理組合等における措置	市及び土地区画整理組合等における措置	県内全域の災害

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正)	修正理由
	(1) (略) (2) 災害対策等に関する土地利用規制 ア 災害危険区域の指定 地すべり又は (中略) を図る。 イ (略) <u>(追記)</u> ◆附属資料第1-5「 急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域 」	(1) (略) (2) 災害対策等に関する土地利用規制 ア 災害危険区域の指定 地すべり又は (中略) を図る。 イ (略) <u>※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。</u> ◆附属資料第1-5「 (削除) 急傾斜地崩壊危険区域 」	危険区域の指定 廃止等に伴う修正 愛知県からの通知によるもの 「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
87	市及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)~(2) (略) (3) 避難行動要支援者対策 ア 市は (中略) この限りでない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>(追記)</u>	市及び社会福祉施設等管理者における措置 (1)~(2) (略) (3) 避難行動要支援者対策 ア 市は (中略) この限りでない。 なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。</u>	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく修正
89	イ (イ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 e 上記に準ずるもので登録を希望する者 (老夫婦世帯、老々介護世帯など) <u>(追記)</u>	イ (イ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 e 上記に準ずるもので登録を希望する者 (老夫婦世帯、老々介護世帯など) <u>なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u>	
	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
102	市及び名古屋地方気象台等における措置 (1) (略) (2) 防災に関する知識の普及 市は (中略) 図るものとする。 さらに、 <u>(追記)</u> 防災 (防災・減災への取組実施機関) と福祉 (地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等) の連携により、要配慮者 (高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者) に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。	市及び名古屋地方気象台等における措置 (1) (略) (2) 防災に関する知識の普及 市は (中略) 図るものとする。 さらに、 <u>市は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。</u> <u>加えて、防災 (防災・減災への取組実施機関) と福祉 (地域包括支援センター・ケアマネジャー、</u>	表記の整理 (防災人材育成の主体等)

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正)	修正理由
	<p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、<u>食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがある</u>ため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等<u>その他</u>の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>等</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。(略)</p>	<p>障害福祉サービス事業者等)の連携により、要配慮者(高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者)に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進</p> <p>市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され(削除)るため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等(削除)の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計<u>等</u>の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。(略)</p>	
第3編	災害応急対策	災害応急対策	
第2章	避難行動	避難行動	
第1節	気象警報等の発表、伝達	気象警報等の発表、伝達	
119	<p>図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 注)二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	<p>図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 注)二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	<p>気象特別警報の「緊急速報メール」の配信終了に伴う修正</p>
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	災害情報の収集・伝達・広報	
第1節	被害状況等の収集・伝達	被害状況等の収集・伝達	
129	<p>1 市の措置</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集</p> <p>搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無に関わらず、市の区域内で安否不明者・行方不明となった者について、(略)</p>	<p>1 市の措置</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集</p> <p>搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無に関わらず、市の区域内で安否不明(削除)・行方不明となった者について、(略)</p>	<p>表記の整理</p>
第2節	通信手段の確保	通信手段の確保	
133	<p>市及び防災関係機関における措置</p> <p>(1) 市防災行政無線</p> <p>市関係課、出先機関、防災関係機関、主要医療機関、指定避難場所及び消防団等に防災行政無線(移動系)を配置している。災害時にはこれらの無線設備(追加)を有効に活用し、通信連絡にあたる。</p>	<p>市及び防災関係機関における措置</p> <p>(1) 市防災行政無線</p> <p>市関係課、出先機関、防災関係機関、主要医療機関、指定避難場所及び消防団等に防災行政無線(移動系)を配置している。災害時にはこれらの無線設備又は有線を有効に活用し、通信連絡にあたる。</p>	<p>回線の整備状況に合わせた修正</p>
第5章	救出・救助対策	救出・救助対策	

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正)	修正理由
	第2節 航空機の活用	第2節 航空機の活用	
150	市における措置 (1)~(3) (略) ◆ <u>附属資料第9-1-(12)「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</u>	市における措置 (1)~(3) (略) ◆ <u>附属資料第9-1-(12)「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」</u> 附属資料 「愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約」	表記の整理
	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策	
	第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置	
210	2 移動通信事業者 (株式会社NTTドコモ、<u>KDDI株式会社</u>、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社) における措置	2 移動通信事業者 (<u>KDDI株式会社</u>、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社) における措置	表記の整理 (内閣府公表の順序で整理)
	第15章 鉄道災害対策	第15章 鉄道災害対策	
	鉄道災害対策	鉄道災害対策	
219	3 応援協力関係 (1)~(2) (略) ◆ <u>附属資料第9-1-(12)「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</u> <u>追記</u>	3 応援協力関係 (1)~(2) (略) ◆ <u>附属資料第9-1-(12)「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」</u> 附属資料 「愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約」 4 情報の伝達系統 大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。 	表記の整理
	第16章 道路災害対策	第16章 道路災害対策	
	道路災害対策	道路災害対策	
222	1 道路管理者 (中部地方整備局、県 (建設局)、市、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社) における措置 (1)~(4) (略) (5) 他の道路管理者への応援 <u>要求</u> 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を <u>要求</u> する。	1 道路管理者 (中部地方整備局、県 (建設局)、市、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社) における措置 (1)~(4) (略) (5) 他の道路管理者への応援 <u>要請</u> 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を <u>要請</u> する。	表記の整理
224	4 応援協力関係 (1)~(2) (略) ◆ <u>附属資料第9-1-(12)「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</u>	4 応援協力関係 (1)~(2) (略) ◆ <u>附属資料第9-1-(12)「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」</u> 附属資料 「愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約」	

頁	現行 (2022年10月修正)	修正 (2023年5月修正)	修正理由
	第21章 大規模な火事災害対策	第21章 大規模な火事災害対策	
	大規模な火事災害対策	大規模な火事災害対策	
242	<p>2 県（防災安全局、保健医療局）における措置 (1)～(2) (略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく<u>依頼</u>により防災ヘリコプターを活用する。</p> <p>5 応援協力関係 (1)～(2) (略) ◆<u>附属資料第9-1-(12)「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</u></p>	<p>2 県（防災安全局、保健医療局）における措置 (1)～(2) (略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく<u>要請</u>により防災ヘリコプターを活用する。</p> <p>5 応援協力関係 (1)～(2) (略) ◆ <u>附属資料第9-1-(12)「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」</u> 附属資料 「愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約」</p>	表記の整理
	第22章 林野火災対策	第22章 林野火災対策	
	林野火災対策	林野火災対策	
248	<p>2 県（農林基盤局、防災安全局、保健医療局）における措置 (1)～(2) (略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく<u>依頼</u>により防災ヘリコプターを活用する。</p> <p>6 応援協力関係 (1)～(2) (略) ◆<u>附属資料第9-1-(12)「愛知県防災ヘリコプター支援協定」</u></p>	<p>2 県（農林基盤局、防災安全局、保健医療局）における措置 (1)～(2) (略) (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく<u>要請</u>により防災ヘリコプターを活用する。</p> <p>6 応援協力関係 (1)～(2) (略) ◆ <u>附属資料第9-1-(12)「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」</u> 附属資料 「愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約」</p>	表記の整理